

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
・ 遵守体制（態勢）が機能しているか否かのチェック体制の整備状況	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	2. 「コンプライアンス環境」のチェック	2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況 (略) (新設)		2. 「コンプライアンス環境」のチェック	2. コンプライアンス等の法務問題の一元管理体制の整備状況 (略) <u>(8) テロ資金供与やマネー・ロンダリングの防止等に適切に対処するため、顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。</u> <u>顧客管理に関する統括部門を設置するなど責任体制を確立しているか。</u> <u>テロ資金供与又はマネー・ロンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、行政庁に対し速やかに届け出ているか。（また、届出漏れがないか事後的に検証する体制を確立しているか。）</u> <u>顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。</u> <u>顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録が速やかに作成され、法令に定められた期間、適切に保存されているか。</u> <u>顧客管理体制について定期的に内部監査を実施しているか。</u>	(注)「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ロンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
・ 保険会社とその経営者等が遵守すべき具体的な法令等	1. 法規制の概要	(略) 4. 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪（商法486条1項）・詐欺罪（刑法246条）・背任罪（刑法247条）・業務上横領罪（刑法253条） (4) 利息制限法 (5) 出資法		1. 法規制の概要	(略) 4. 「金融取引」に関する法規制 (1) 民法・商法・手形法・小切手法 (2) 電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律 (3) 特別背任罪（商法486条1項）・詐欺罪（刑法246条）・背任罪（刑法247条）・業務上横領罪（刑法253条） (4) 利息制限法 (5) 出資法	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		(6) 組織的犯罪処罰法 (7) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律			(6) 組織的犯罪処罰法 (7) 預金等に係る不当契約の取締に関する法律 (8) 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律	
	2. 「経営」に関する法規制の概要	1. 役員の兼任禁止違反（保険業法8条、333条） 2. 粉飾決算・違法配当（保険業法15条、55条、58条、324条） 3. 定款等備付違反（保険業法52条、333条、商法263条） 4. 他業禁止業務（保険業法100条、333条） 5. 特定関係者（子会社等）との取引規制違反（保険業法100条の3） 6. 株式の取得等の制限違反（保険業法107条、333条、独占禁止法11条） 7. 業務報告書虚偽記載等（保険業法110条、317条） 8. ディスクロース未済、虚偽（保険業法13条、59条、333条、111条、317条、証取法197条、207条） 9. 責任準備金、支払備金積立違反（保険業法116条、117条、333条） 10. 監督当局への報告違反（保険業法127条、128条、333条） 11. 検査忌避（保険業法129条、317条） 12. 業務停止命令違反（保険業法132条、241条、316条） 13. 取締役等の背任行為（保険業法322条、商法486条） 14. 払込み仮装のための預合い（保険業法326条、商法491条） 15. 増資ルール違反（商法280条ノ2以下） 16. 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与 - 保険業法59条、331条、商法294条ノ2、497条） 17. 疑わしい取引の届出（組織的犯罪処罰法54条） 18. 共同行為・談合（独占禁止法3条） 19. 顧客情報漏洩、守秘義務違反（刑法247条、判例）		2. 「経営」に関する法規制の概要	1. 役員の兼任禁止違反（保険業法8条、333条） 2. 粉飾決算・違法配当（保険業法15条、55条、58条、324条） 3. 定款等備付違反（保険業法52条、333条、商法263条） 4. 他業禁止業務（保険業法100条、333条） 5. 特定関係者（子会社等）との取引規制違反（保険業法100条の3） 6. 株式の取得等の制限違反（保険業法107条、333条、独占禁止法11条） 7. 業務報告書虚偽記載等（保険業法110条、317条） 8. ディスクロース未済、虚偽（保険業法13条、59条、333条、111条、317条、証取法197条、207条） 9. 責任準備金、支払備金積立違反（保険業法116条、117条、333条） 10. 監督当局への報告違反（保険業法127条、128条、333条） 11. 検査忌避（保険業法129条、317条） 12. 業務停止命令違反（保険業法132条、241条、316条） 13. 取締役等の背任行為（保険業法322条、商法486条） 14. 払込み仮装のための預合い（保険業法326条、商法491条） 15. 増資ルール違反（商法280条ノ2以下） 16. 反社会的勢力との関係遮断（総会屋等への利益供与 - 保険業法59条、331条、商法294条ノ2、497条） 17. 疑わしい取引の届出（組織的犯罪処罰法54条） 18. 共同行為・談合（独占禁止法3条） 19. 顧客情報漏洩、守秘義務違反（刑法247条、判例） <u>20. 本人確認（本人確認法3条）</u> <u>21. 本人確認記録の作成、保存（本人確認法4条）</u> <u>22. 取引記録の作成、保存（本人確認法5条）</u>	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	4. 「募集」に関する法規制の概要	1. 保険契約者に対する重要事項説明（保険業法100条の2、300条） 2. 保険契約場所、対象の制限違反 [外国保険業者] (保険業法185条、186条、316条)		4. 「募集」に関する法規制の概要	1. 保険契約者に対する重要事項説明（保険業法100条の2、300条） 2. 保険契約場所、対象の制限違反 [外国保険業者] (保険業法185条、186条、316条)	

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考	法令等遵守態勢のチェック項目	法令等遵守態勢のチェック項目に係る説明	備考
		3. 無登録、無資格の保険募集の禁止違反（保険業法275条、317条の2） 4. 登録虚偽申請、登録内容届出違反 [生命保険募集人、損害保険代理店] (保険業法279条、280条、337条) 5. 他会社委託募集違反 [生命保険募集人] (保険業法282条) 6. 所属会社の賠償責任 [生命保険募集人、損害保険募集人] (保険業法283条) 7. 原簿備付違反 [生命保険募集人、損害保険代理店] (保険業法285条) 8. 自己契約の禁止違反 [損害保険代理店、保険仲立人] (保険業法295条) 9. 誠実義務違反 [保険仲立人] (保険業法299条) 10. 契約締結、募集に関する禁止行為違反（保険業法300条、307条、317条の2） 11. 保険子会社の保険募集への禁止行為違反（保険業法301条） 12. 役員又は使用人の届出違反 [損害保険代理店、保険仲立人] (保険業法302条) 13. 帳簿書類の備付違反、虚偽記載 [保険仲立人] (保険業法303条、320条) 14. 事業報告書の提出違反、虚偽記載 [保険仲立人] (保険業法304条、320条) 15. 検査回避 [生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人] (保険業法305条、320条) 16. 業務改善命令違反 [生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人] (保険業法306条、320条) 17. 契約申込撤回時の金銭返戻違反等（保険業法309条） 18. マネー・ローンダリング（疑わしい取引の届出一組織的犯罪処罰法54条、犯罪収益等隠匿及び收受一同10条、11条） 19. 保険料等の着服等（詐欺・刑法246条、246条の2、背任 - 247条、横領 - 252条、253条）			3. 無登録、無資格の保険募集の禁止違反（保険業法275条、317条の2） 4. 登録虚偽申請、登録内容届出違反 [生命保険募集人、損害保険代理店] (保険業法279条、280条、337条) 5. 他会社委託募集違反 [生命保険募集人] (保険業法282条) 6. 所属会社の賠償責任 [生命保険募集人、損害保険募集人] (保険業法283条) 7. 原簿備付違反 [生命保険募集人、損害保険代理店] (保険業法285条) 8. 自己契約の禁止違反 [損害保険代理店、保険仲立人] (保険業法295条) 9. 誠実義務違反 [保険仲立人] (保険業法299条) 10. 契約締結、募集に関する禁止行為違反（保険業法300条、307条、317条の2） 11. 保険子会社の保険募集への禁止行為違反（保険業法301条） 12. 役員又は使用人の届出違反 [損害保険代理店、保険仲立人] (保険業法302条) 13. 帳簿書類の備付違反、虚偽記載 [保険仲立人] (保険業法303条、320条) 14. 事業報告書の提出違反、虚偽記載 [保険仲立人] (保険業法304条、320条) 15. 検査回避 [生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人] (保険業法305条、320条) 16. 業務改善命令違反 [生命保険募集人、損害保険代理店、保険仲立人] (保険業法306条、320条) 17. 契約申込撤回時の金銭返戻違反等（保険業法309条） 18. マネー・ローンダリング（疑わしい取引の届出一組織的犯罪処罰法54条、犯罪収益等隠匿及び收受一同10条、11条） 19. 保険料等の着服等（詐欺・刑法246条、246条の2、背任 - 247条、横領 - 252条、253条） 20. 本人確認（本人確認法3条） 21. 本人確認記録の作成、保存（本人確認法4条） 22. 取引記録の作成、保存（本人確認法5条）	

項目	(改訂前)			(改訂後)			
	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考	
事務リスク管理態勢 (略) 2. 営業拠点等の役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	(新設)	(新設)		(4) 顧客管理	(4) 顧客の本人確認を行うなど、顧客管理体制を整備しているか。 顧客管理に関する責任者を置くなど責任体制を確立しているか。 テロ資金供与又はマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引に関する情報について、本部の統括部門に対し速やかに報告しているか。 顧客管理の方法等に関し、例えば、マニュアルを各職員に配布するとともに、定期的に研修を実施するなど職員等に対し周知徹底を図っているか。 顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に係る記録を速やかに作成し、法令に定められた期間、適切に保存しているか。 なお、本部において、各営業店で作成された顧客の本人確認に関する記録及び顧客との取引に関する記録が保存されている場合には、各営業店から本部にそれらの記録が確実に移送され、本部において適切に保存されているかを検証する。		(注)「顧客管理」とは、金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐための顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等を行うことをいう。
	(4) 営業拠点等又は担当部門による内部監査の機能発揮	(4) 実施基準、実施要領に基づき、実効性ある内部監査を実施しているか。また、その結果を内部監査部門へ報告しているか。		(5) 営業拠点等又は担当部門による内部監査の機能発揮	(5) 実施基準、実施要領に基づき、実効性ある内部監査を実施しているか。また、その結果を内部監査部門へ報告しているか。		

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
(7) 債権の分類基準 (略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権	(略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分を分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を分類、これ以外の回収の見込がない部分を分類とする。 なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分は分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階で分類とする。	(略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分である。分類と回収の見込みがない部分である。分類に分類するものとし、分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。 イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分を分類としているかを検証する。 ロ.実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込部分、被検査金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。	(略)	(略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権については、優良担保の処分可能見込額及び優良保証等により保全されている債権以外の全ての債権を分類することとし、一般担保の処分可能見込額及び一般保証による回収が可能と認められる部分、清算配当等により回収が可能と認められる部分を分類、優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額を分類、これ以外の回収の見込がない部分を分類とする。 なお、一般担保の評価額の精度が十分に高い場合は、担保評価額を分類とすることができる。また、保証による回収の見込が不確実な部分は分類とし、当該保証による回収が可能と認められた段階で分類とする。	(略) 実質破綻先及び破綻先に対する債権について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 また、実質破綻先及び破綻先に対する債権は、可能な限り、担保等による回収が可能と認められる部分である。分類と回収の見込みがない部分である。分類に分類するものとし、分類とされるものは、「優良担保及び一般担保の担保評価額と処分可能見込額との差額」以外にはないことに留意する。 なお、左記に掲げる回収可能見込額等の解釈は次のとおりとする。 イ.「保証により回収が可能と認められる部分」とは、保証人の資産又は保証能力を勘案すれば回収が確実と見込まれる部分であり、保証人の資産又は保証能力の確認が未了で保証による回収が不確実な場合は、当該保証により保全されていないものとして、当該部分を分類としているかを検証する。 ロ.実質破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、被検査金融機関が当該債務者の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。 破綻先に対する債権における「清算配当等により回収が可能と認められる部分」とは、清算人等から清算配当等の通知があった場合の清算配当等の通知があった日から5年以内の返済見込部分、被検査金融機関が当該会社の他の債権者に対する担保提供の状況が明確に把握できるなど、債務者の資産内容の正確な把握及び当該債務者の清算貸借対照表の作成が可能な場合で、清算配当等の見積りが合理的であり、かつ、回収が確実と見込まれる部分である。	(略)

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
1. 債権の分類方法 (略) (4) 担保による調整 (略) 処分可能見込額	(略) 上記で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	(略) 担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ. 処分可能見込額の算出に当たっての掛け目が合理的であるかを検証する。 なお、処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (不動産担保) 土地 評価額の70% 建物 評価額の70% (有価証券担保) 国債 評価額の95% 政府保証債 評価額の90% 上場株式 評価額の70% その他の債券 評価額の85% ロ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ハ. 直近の不動産鑑定士による鑑定価格又は裁判所による最低売却価格がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該価格を処分可能見込額と取り扱って差し支えない。	(略) (注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び縁故債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。	(略) 上記で算出した評価額(時価)を踏まえ、当該担保物件の処分により回収が確実と見込まれる額をいう。この場合、債権保全という性格を十分に考慮する必要がある。なお、評価額の精度が十分に高い場合には、評価額と処分可能見込額が等しくなる。	(略) 担保評価額に基づき、処分可能見込額が客観的・合理的な方法で算出されているかを検証する。 イ. 処分可能見込額の算出に当たっての掛け目が合理的であるかを検証する。 なお、処分可能見込額が担保評価額に次に掲げる掛け目を乗じて得られた金額以下である場合は、妥当なものと判断して差し支えない。 (不動産担保) 土地 評価額の70% 建物 評価額の70% (有価証券担保) 国債 評価額の95% 政府保証債 評価額の90% 上場株式 評価額の70% その他の債券 評価額の85% ロ. 担保評価額を処分可能見込額としている場合は、担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があるかを検証する。具体的には、相当数の物件について、実際に処分が行われた担保の処分価格と担保評価額を比較し、処分価格が担保評価額を上回っているかどうかについての資料が存在し、これを確認できる場合は、合理的な根拠があるものとして取り扱うものとする。 ハ. 直近の不動産鑑定士(不動産鑑定士補を含む。)による鑑定評価額又は裁判所による最低売却価格がある場合には、担保評価額の精度が十分に高いものとして当該担保評価額を処分可能見込額と取り扱って差し支えないが、債権保全という性格を十分考慮する観点	(略) (注)「その他の債券」とは、地方債(公募債及び縁故債)、公社債のうち政府保証のない債券、金融債、証券取引所に上場している会社の発行する事業債、証券投資信託受益証券をいう。 (注)「資料」は、担保物件の種類別に区分されていることが望ましい。 (注)「鑑定評価額」

項目	(改訂前)			(改訂後)		
	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備考
2. 有価証券の分類方法 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 時価評価の対象となっていない有価証券(満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できないその他有価証券) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
株式	<p>株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>(イ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式</p> <p>(ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>ロ. 子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。)</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額</p>	<p>株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないかを検証する。</p> <p>なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。</p>	(略)	<p>株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。</p> <p>イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>(イ) 政府出資のある会社(ただし、清算会社を除く)の発行する株式</p> <p>(ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB(トリプルB)」相当以上の債券を発行する会社の株式</p> <p>ロ. 子会社・関連会社株式(上記イに該当する株式を除く。)</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。</p> <p>時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額</p>	<p>株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。</p> <p>適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記(4)により減損処理の対象となるものがないかを検証する。</p> <p>なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算定しているかを検証する。</p> <p><u>デット・エクイティ・スワップにより取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」(平成14年10月9日企業会計基準委員会)に基づいて適正に算定されているかを検証する。</u></p>	(略)

(改訂前)	(改訂後)
<p>ソルベンシー・マージン比率等に関する検査について</p> <p>・ソルベンシー・マージン比率の正確性の検証</p> <p>被検査保険会社のソルベンシー・マージン比率について、「保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」(大蔵省告示第50号。以下告示という。)等に定めるところにより、マージン及び各リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。</p> <p>特に、以下の点について、告示、事務ガイドライン、及び企業会計原則等に照らして、ソルベンシー・マージン比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。</p> <p>1．資本の部に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は日本公認会計士協会が公表している「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第66号)等、税効果会計に関する実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているかを検証する。</p> <p>また、告示第1条第3項第5号に規定する税効果相当額は告示の趣旨を踏まえ適正に計上されているかを検証する。</p> <p>2．劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかどうかを検証する。</p> <p>3．負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。</p> <p>4．資本等の調達を行った保険会社が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付を行っていないかどうかを検証する。</p> <p>5．告示第1条の2においてソルベンシー・マージン総額から「控除項目」として控除しなければならないと規定されている「意図的な保有」について、事務ガイドラインの趣旨を踏まえ、「控除項目」として控除されているかどうかを検証する。</p> <p>6．資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているかどうかを検証する。</p> <p>7．本来リスク管理債権として計上すべき債権について、意図的にリスク管理債権から除外し、ソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないかどうかを検証する。</p>	<p>ソルベンシー・マージン比率等に関する検査について</p> <p>・ソルベンシー・マージン比率の正確性の検証</p> <p>被検査保険会社のソルベンシー・マージン比率について、「保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条の規定に基づき、保険会社の資本、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」(大蔵省告示第50号。以下告示という。)等に定めるところにより、マージン及び各リスクに係る部分の算定が正確に行われているかを検証する。</p> <p>特に、以下の点について、告示、事務ガイドライン、及び企業会計原則等に照らして、ソルベンシー・マージン比率等が適正に算定されているかを重点的に検証するものとする。</p> <p>1．資本の部に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は日本公認会計士協会が公表している「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」(監査委員会報告第66号)等、税効果会計に関する実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているかを検証する。</p> <p>また、告示第1条第3項第5号に規定する税効果相当額は告示の趣旨を踏まえ適正に計上されているかを検証する。</p> <p>2．劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等が保険金等の支払能力の充実に資するものとして適格であるかどうかを検証する。</p> <p>3．負債性資本調達手段でステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付している場合は、当該ステップ・アップ金利等が過大なものとなっていないかどうかを検証する。</p> <p>4．資本等の調達を行った保険会社が、劣後ローン等の貸手等に対して迂回融資等により、その原資となる貸付を行っていないかどうかを検証する。</p> <p>5．告示第1条の2においてソルベンシー・マージン総額から「控除項目」として控除しなければならないと規定されている「意図的な保有」について、事務ガイドラインの趣旨を踏まえ、「控除項目」として控除されているかどうかを検証する。</p> <p>6．資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているかどうかを検証する。</p> <p>7．本来リスク管理債権として計上すべき債権について、意図的にリスク管理債権から除外し、ソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないかどうかを検証する。</p>

(改訂前)	(改訂後)
<p>8. 不動産を一旦売却し、時価が下落している状況で、売却価格と同額あるいは同等程度で買い戻した結果、多額を含み損を抱えているにもかかわらず、当該買戻価格を評価額としていないかどうかを検証する。</p> <p>9. オフバランス取引のうち、リスク係数がマイナスの取引（例：外国通貨に係る先物取引（売建））について、例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対する当該取引の取引残高の割合（以下、カバー率という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合などは、告示第2条第6項第1号及び2号における「意図的に取引を行っている」と認められる場合における当該行っている取引」に該当するかどうかを検証し、該当する場合、適正に控除されているかどうかを検証する。</p> <p>10. 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に保証等を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないかどうかを検証する。 ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。</p> <p>11. その他、ソルベンシー・マージン基準の趣旨に反するマージンの嵩上げ、リスクの削減等がないかを検証する。</p>	<p>8. 不動産を一旦売却し、時価が下落している状況で、売却価格と同額あるいは同等程度で買い戻した結果、多額を含み損を抱えているにもかかわらず、当該買戻価格を評価額としていないかどうかを検証する。</p> <p>9. デリバティブ取引のうち、リスク係数がマイナスの取引（例：外国通貨に係る先物取引（売建））について、例えば、年度末時点での取引残高が当該年度の各月末時点での取引残高の平均値を大きく上回っている場合や、年度末時点での現物資産の保有残高に対する当該取引の取引残高の割合（以下、カバー率という。）が当該年度の各月末時点でのカバー率の平均値を大きく上回っている場合などは、告示第2条第6項第1号及び2号における「意図的に取引を行っている」と認められる場合における当該行っている取引」に該当するかどうかを検証し、該当する場合、適正に控除されているかどうかを検証する。</p> <p>10. 決算期を跨いで又は決算期末日に保有債権に保証等を付している場合は、保証等の残存期間が1年未満であるにもかかわらずソルベンシー・マージン比率算定上の信用リスクを削減していないかどうかを検証する。 ただし、当該保証等につき正当な理由があり、かつ、継続して信用リスクの削減が期待できる場合を除く。</p> <p>11. その他、ソルベンシー・マージン基準の趣旨に反するマージンの嵩上げ、リスクの削減等がないかを検証する。</p> <p>12. <u>退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（平成11年9月14日日本公認会計士協会）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上されているか。また、退職給付債務のうち未認識額の将来収益への影響を把握し、必要に応じ取締役会等の適切な認識・行動、経営計画・アクチュアリーレポート・税効果スケジュール等の関連見込数値の整合性、割引率・期待収益率・残存期間の妥当性等を検証する。</u></p>
(略)	(略)